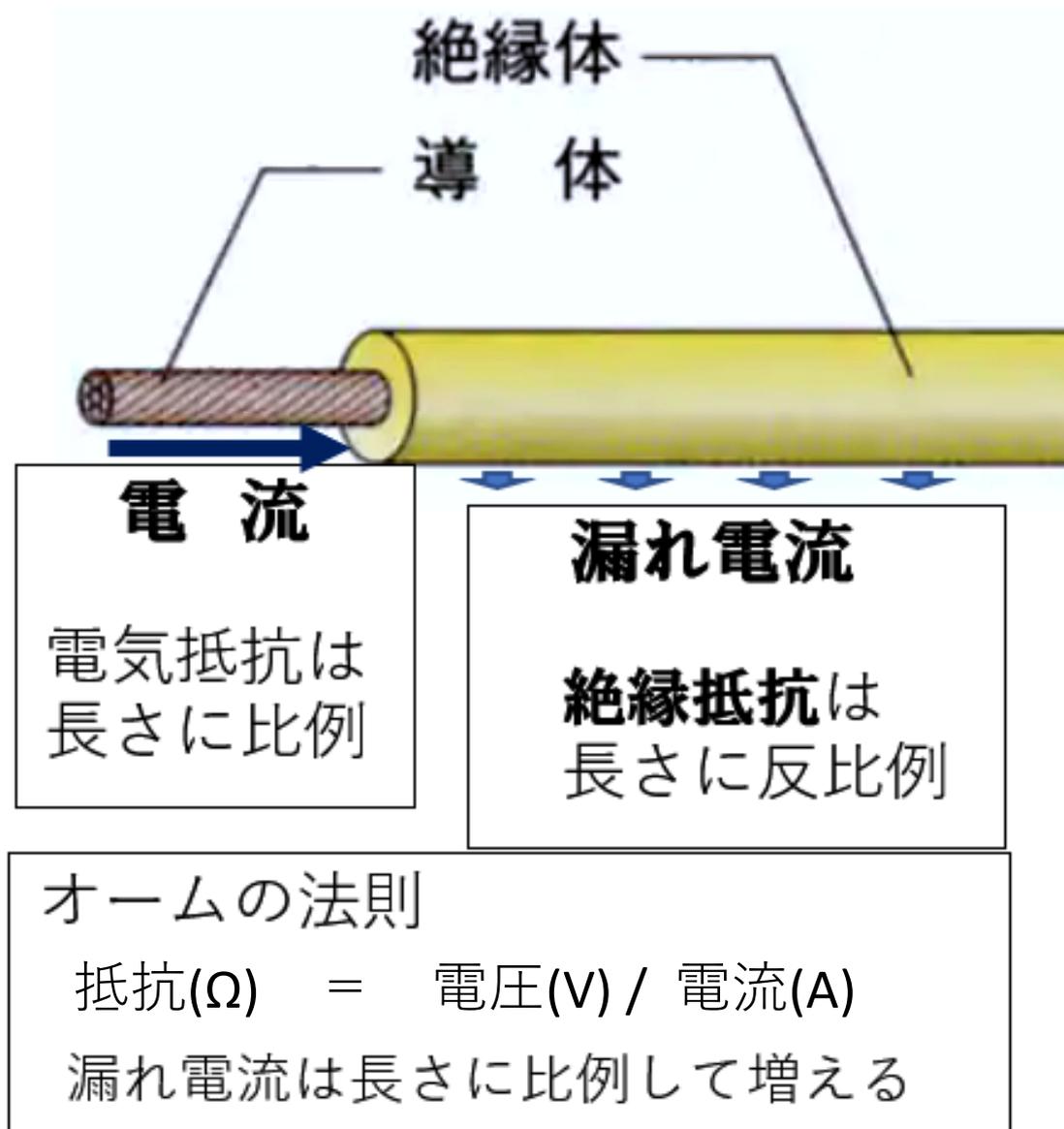


**高浜1・2号等
電気ケーブルが
重大事故時に絶縁低下
制御不能・事故の拡大は防げない**

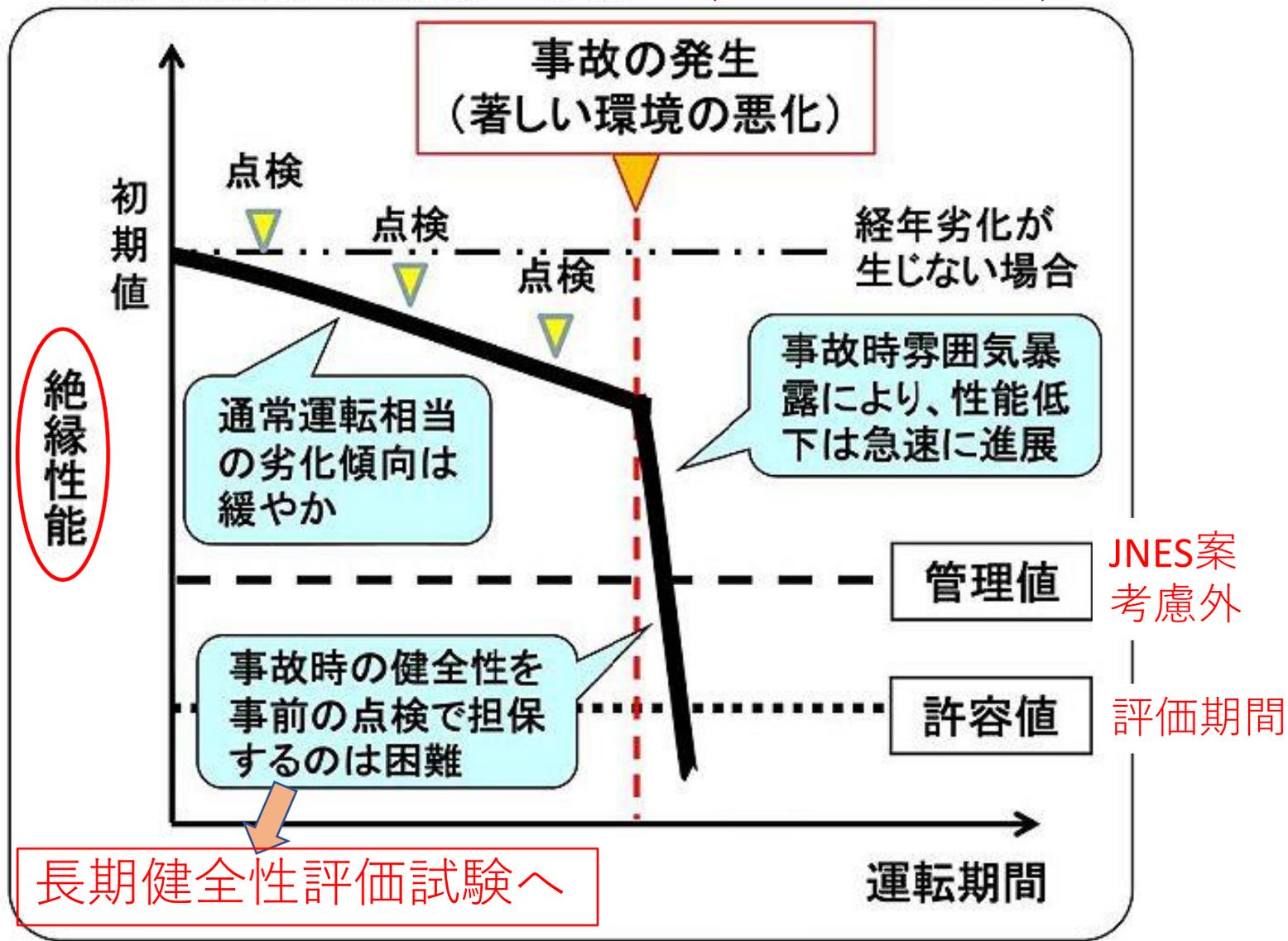
2023年6月12日

美浜の会

絶縁抵抗はケーブル長さに反比例する



【評価例】： 低圧ケーブル (関電の説明図)



絶縁低下のイメージ図

(2015.12.10関電報告書p.12より)

運転期間延長審査基準

◆運転期間延長審査基準（2016年4月上旬に改訂）

電気・計装設備の絶縁低下については、

「環境認定試験による健全性評価の結果，設計基準事故環境下で機能が要求される電気・計装設備 及び 重大事故等環境下で機能が要求される電気・計装設備に有意な絶縁低下が生じないこと。」

（改定により下線部が新たに付加）

NRAの試験手順

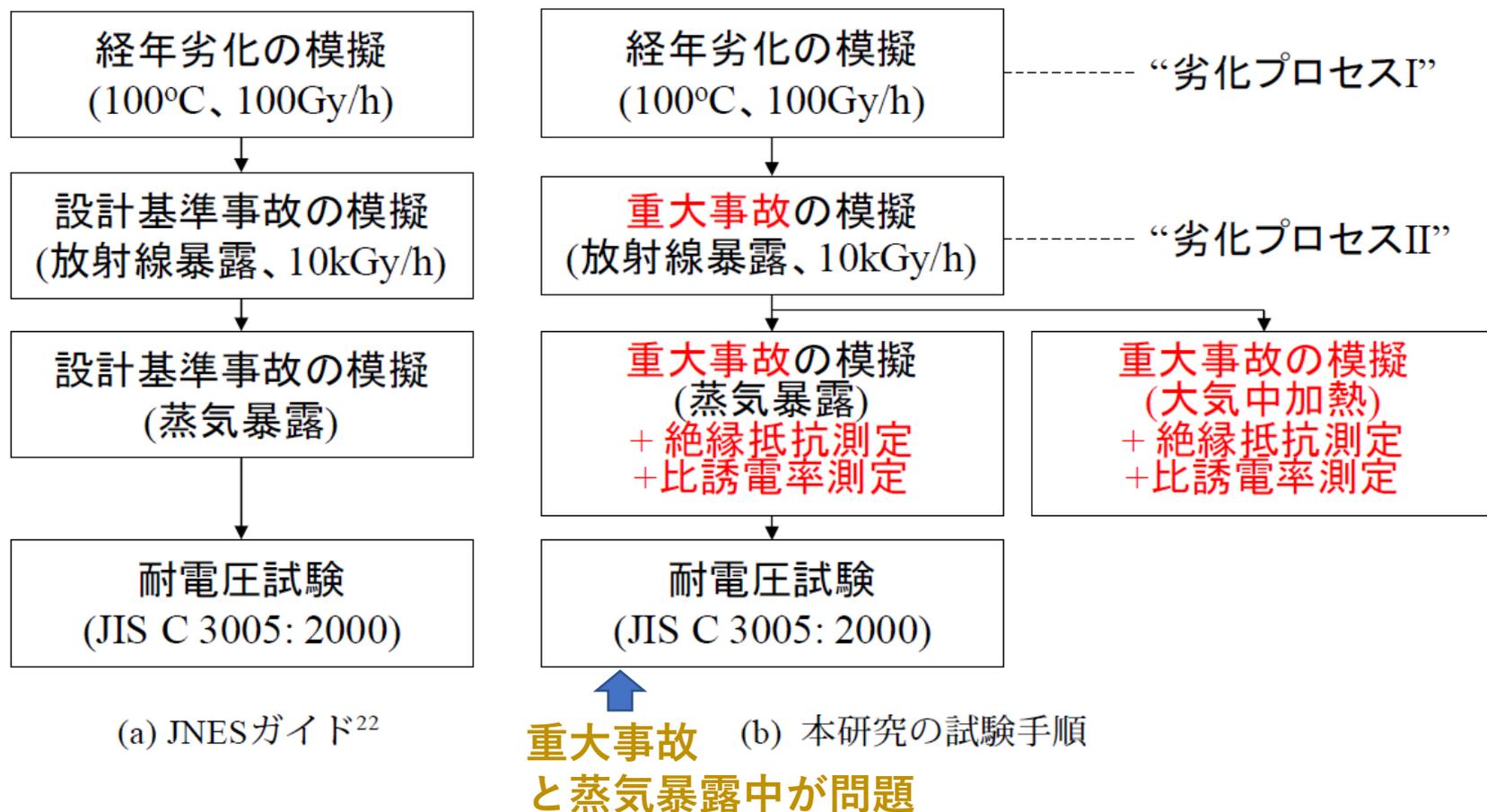


図2.2 JNESガイドで示されているケーブル試験手順及び本研究の試験手順 (JNESガイドから試験項目を変更した箇所及び追加した箇所を赤字で示している)

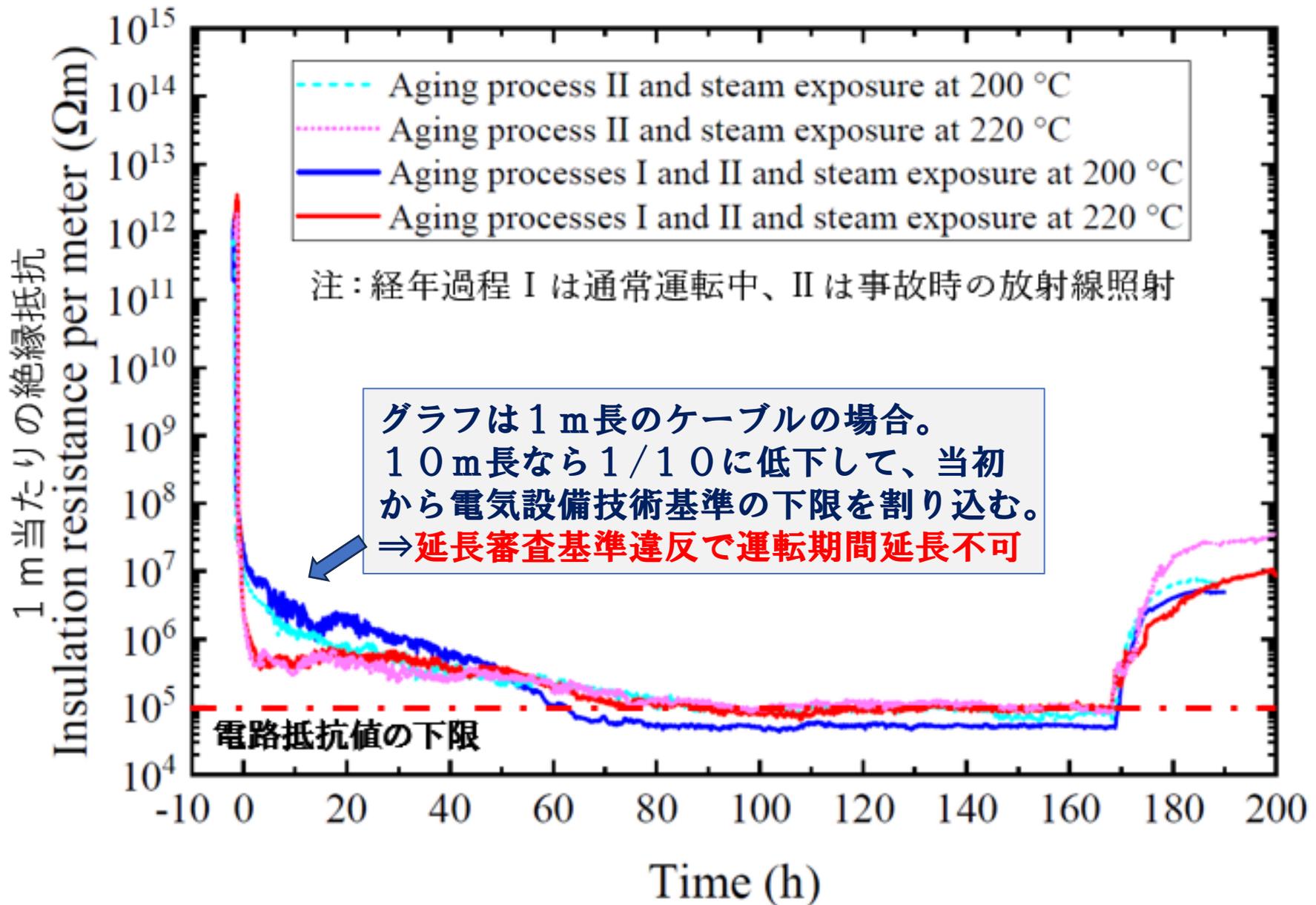


図 3.4(a) SiR (シリコンゴム) ケーブル (P)

電気ケーブルの火災防護措置についての認可

規制委員会は下記の「対応方針」を了承し（3月29日）、それに基づく事業者の申請を認可した（5月12日）

5. 今後の対応方針（委員会了承事項）(2023年3月29日)

- ① **最終的には**、火災防護審査基準2.3.1(2)のいずれかの系統分離対策を実施する。
- ② ①の対策の実施完了までには**相当の期間を要すること**から、実施完了までの間、①の対策と同等水準の系統分離対策として、対象の電線管の周囲に可燃物を配置しない等の**運用を組み合わせた措置**を実施する。

★つまり、審査基準を満たしていない状態を是認して認可した。

審査基準が定める系統分離対策

「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」 2.3.1 (2)

次のいずれかの方法で分離することが定められている。

- a. 3時間以上の耐火性能を有する隔壁等で分離する。
- b. 系統間を水平距離で6m以上離し、間に仮置きを含めて可燃物を置かない。更に火災感知、自動消火設備を設置する。
- c. 1時間の耐火性能を有する隔壁で分離し、火災感知、自動消火設備を設置する。